

日野市災害時受援応援計画 概要

資料3-1

日野市災害時受援応援計画とは

大規模災害時には、新たに災害応急対策業務が発生することに加え、日野市においても甚大な被害が生じるため、日野市の業務資源が不足し、行政機能が低下することが想定される。そのため、大規模な災害に見舞われた際に、他の自治体や企業・ボランティア団体からの応援を円滑に受け入れ（受援）、人命の救助や一刻も早い復旧を図ることができるよう、事前に支援を要する業務や受け入れのルール、手順、体制等を定めることを目的としている。また、他の自治体が被災した場合に日野市が円滑に応援できるよう、応援についても、ルール、手順、体制等を整理した。

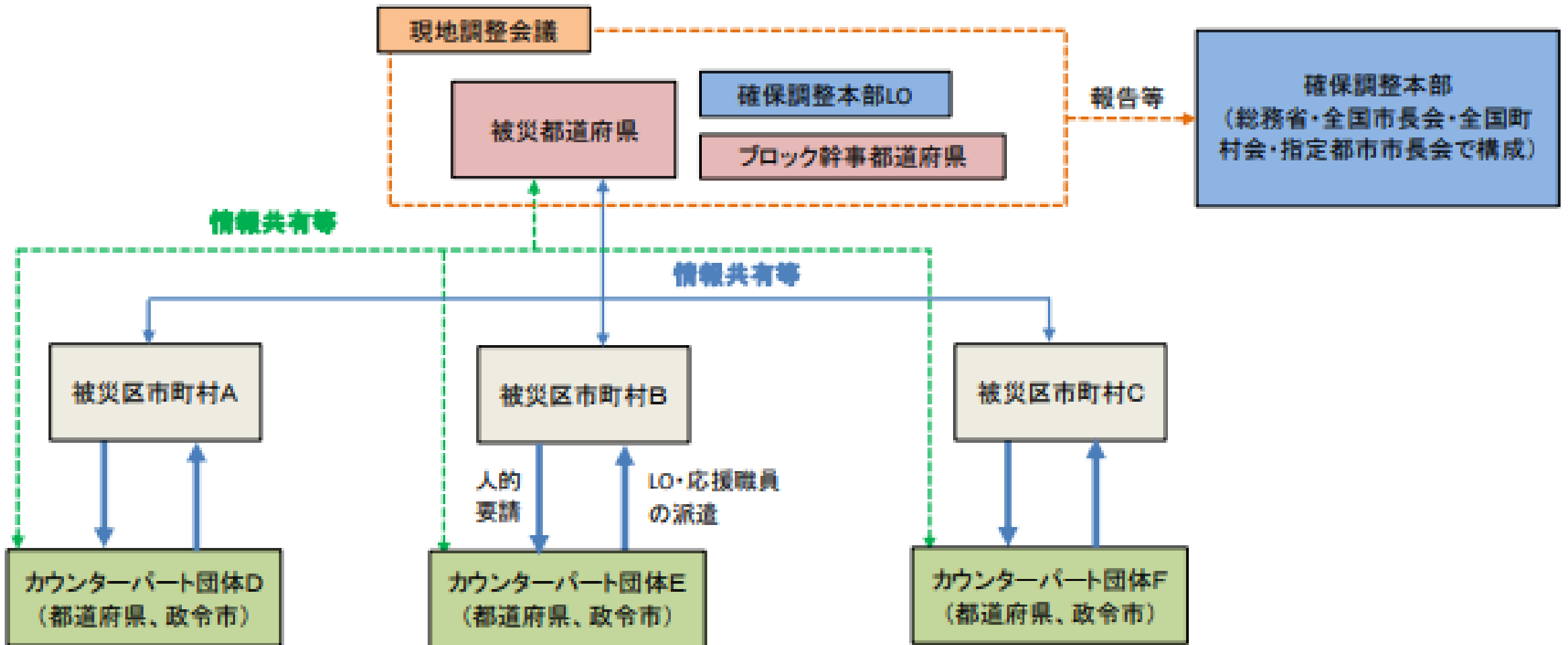
第1章 総則

- ・ **計画の目的** : 災害時の受援体制に係る具体的なルール、手順、体制等を可能な限り明確化し、他自治体や防災関係機関との円滑な受援応援体制等を構築することを目的とした。
- ・ **計画の位置づけ** : 災害時に地域防災計画と事業継続計画（BCP）に定める業務を確実に実施するため、外部からの応援を最大限活用するためのものであり、地域防災計画と事業継続計画（BCP）を下支えする位置づけとした。
- ・ **受援業務の範囲** : 人的支援、物的支援について説明し、各章の担当所管を明確にした。

第2章 受援の体制

- ・ 各受援業務の担当所管を定め、人的及び物的支援の受援体制はカウンターパート方式を用いる。
- ・ カウンターパート方式は、1つの地方公共団体が1つの被災自治体を支援することから、被災自治体の特性に合わせた支援が期待できる支援体制である。
- ・ 受け入れた防災関係機関の活動場所を明確にした。

カウンターパート方式による受援応援のイメージ(被災市区町村応援職員確保システム)



「東京都災害時区市町村受援応援体制ガイドライン」から抜粋

第3章 人的支援の受援

- ・ **基本的な考え方** : 大規模災害時、市は通常業務を縮小し優先業務に注力しつつ、人員が不足すれば都災害対策本部へ応援を要請する。
- ・ **基本的な枠組み** : 市で災害が発生した場合、市単独で対応が困難と判断される際には、市長が都知事や応援協定先に災害派遣を要請する。
- ・ **受援対象業務の特定** : 災害対応の初動期の混乱を避けるため、事前に受援業務を洗い出す。
- ・ **受援窓口の設置** : 大規模災害時の応援要請混乱に対し、国は2017年に、都も2018年に、被災自治体への専門窓口・部署設置が求められた。
- ・ **都を経由した応援要請手続き** : 災害対応が困難な場合は、速やかに都本部へ応援要請を実施し、都は庁内や非被災地域、広域応援協定団体等と調整する。
- ・ **相互応援協定の枠組み** : 災害時において他自治体等の円滑な協力が得られるよう災害時応援協定を締結し、相互応援協力体制を確立している。
- ・ **ボランティアの受入** : 災害時の膨大なニーズに対応するためにはボランティアを受け入れ、ボランティア活動を支援することが重要である。

第4章 物的支援の受援

- ・ **基本的な考え方**：発災後3日目までは市と都の備蓄で対応する。4日目以降備蓄が不足する場合は都、国、他道府県等に支援要請を行う。支援にはプッシュ型、プル型がある旨記載した。
- ・ **受入体制及び役割**：都備蓄物資、国等の支援物資を受け入れるため、地域内輸送拠点の開設を行い、発災後、都備蓄倉庫からの物資は原則市が設置する地域内輸送拠点へ供給される。
- ・ **物的支援受け入の流れ**：発災から3日間の活動、4日目から7日目までの活動、1週間以降の活動について明確にした。
- ・ **物的支援に向けた要請手続き**：都本部への応援要請及びカウンターパート団体決定前・決定後の応援要請手続きについて明記した。
- ・ **義援物資の受入**：義援物資の取り扱いについて、個人・企業からの義援物資の受入について明確にした。

	プッシュ型	プル型
定義	支援物資の <u>ニーズ情報</u> が十分に得られない被災地へ、ニーズ予測に基づき緊急に物資を供給する場合の輸送方法	支援物資の <u>ニーズ情報</u> が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の輸送方法
業務概要	被災直後など、被災地から物資要請やニーズ情報が到着しない状況でも、概ねの被害状況などを踏まえて、現地で要望が発生していると予想される支援物資を緊急に送り込む。被災者数や引き渡し場所などに基づき、支援物資を確保し、供給する。	被災地からの物資要請やニーズ情報に基づいて、物資の内容、引き渡し場所などを誤りなく把握したうえで、それに基づいて支援物資を確保し、供給する。

第5章 救出救助機関からの受援

- ・ **警察・消防への出動要請**：大規模災害発生時警察、消防の応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都本部と緊密に連携を図る。
- ・ **自衛隊への派遣要請**：市長は災害が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認めた場合、都知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定により自衛隊の災害派遣を要請する。
- ・ **大規模救出救助活動拠点の活用**：大規模救出救助活動拠点として市内の大規模救出活動拠点を明確にした。

第6章 協定自治体への応援要請

- ・ **担当所管**：原則、受援総括班が主体となり調整を行う。
- ・ **協定別締結自治体及び内容**：広域応援協定及び相互応援協定先を明確にした。

第7章 他自治体への応援

- ・ **応援体制の整備**：他自治体への災害応援には、広域応援と相互応援がある。応援側は通常体制で調整を行う必要があるため、迅速な支援には部門間の連携と窓口整備が重要である。
- ・ **各所管の役割**：応援に関する庁内体制や連絡調整窓口等の各所管の役割を明確にした。
- ・ 人的応援は、都を通じた応援調整手順を明確にし、物的応援は、物資の確保や輸送手段の手配、輸送実施までの手順を整理する。

第8章 その他

費用負担：応援に要する費用は、原則、応援を受けた被災自治体が負担する。
(災害対策基本法第92条)。